

# 中間決算公告

銀行法第20条に基づいて、下記の決算公告を行いました。なお、同法21条第1項および第2項の規定により、決算公告を本誌に掲載しています。

## 中間貸借対照表①

**第86期 中間決算公告**

福岡市中央区大名二丁目12番1号  
株式会社 福岡中央銀行  
取締役頭取 田中 克佳

中間貸借対照表(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	9,551	預金	360,482
コールローン	12,500	譲渡性預金	3,305
買入金銭債権	158	その他負債	1,616
商品有価証券	182	退職給付引当金	1,263
有価証券	70,601	再評価に係る繰延税金負債	2,674
貸出金	287,909	支払承諾	554
外国為替	45	負債の部合計	369,897
その他資産	1,010	(純資産の部)	
有形固定資産	11,718	資本金	2,500
無形固定資産	262	資本剰余金	1,203
繰延税金資産	598	資本準備金	1,203
支払承諾見返	554	利益剰余金	11,893
貸倒引当金	△ 3,710	利益準備金	1,396
		その他利益剰余金	10,496
		固定資産圧縮積立金	497
		別途積立金	9,075
		繰越利益剰余金	924
		自己株式	△ 49
		株主資本合計	15,547
		その他有価証券評価差額金	2,086
		土地再評価差額金	3,852
		評価・換算差額等合計	5,938
		純資産の部合計	21,486
資産の部合計	391,383	負債及び純資産の部合計	391,383

## 中間貸借対照表②

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については中間期末月1月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 6年~50年  
動産 3年~20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒引当金及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先償権に相当する債権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する債権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。  
破綻懸念先及び下記17.の貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、償権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると見込まれる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と償権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。  
また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務債務 その発生年度の従業員平均勤続期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理  
数理計算上の差異 各発生年度の従業員平均勤続期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 中間貸借対照表③

- 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを軽減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,121百万円
- 有形固定資産の圧縮配帳額 165百万円
- 貸出金のうち、破綻先償権額は864百万円、延滞債権額は8,283百万円であります。  
なお、破綻先償権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先償権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先償権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,457百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先償権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先償権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,604百万円であります。  
なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,172百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 196百万円  
預け金 4百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 305百万円  
上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券11,754百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は4百万円であります。

## 中間貸借対照表④

- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国稅庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて、算出しております。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,009百万円
- 1株当たり純資産額 787円86銭  
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期末から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。
- 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。  
満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
その他	5,000	4,953	△46

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	8,656	12,408	3,752
債券	49,340	48,977	△362
国債	24,347	24,185	△161
地方債	13,090	12,928	△161
社債	11,902	11,863	△39
その他	3,357	3,469	112
合計	61,353	64,855	3,502

なお、上記の評価差額から繰延税金負債1,416百万円を差し引いた額2,086百万円を、「その他有価証券評価差額金」として計上しております。当中間期末において、その他有価証券で時価のある株式について373百万円減損処理を行っております。  
有価証券の減損処理については、中間期末の時価の下落率が簿価の30%以上であるものを対象として行っております。時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

中間決算公告

### 中間貸借対照表⑤

24. 時価評価されていない有価証券のうち、主なもの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	746

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,434百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものが16,489百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,399百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	511
減価償却損金算入限度額超過額	126
その他	332
繰延税金資産小計	2,370
評価性引当額	△19
繰延税金資産合計	2,351
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△336
その他有価証券評価差額金	△1,416
繰延税金負債合計	△1,752
繰延税金資産の純額	598百万円

### 中間貸借対照表⑥

27. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことから、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等」の一部を改正する内閣府令「(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、「純資産の部」の合計と同額であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「固定資産圧縮積立金」および「別途積立金」、「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 「不動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

28. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

29. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.21%

### 中間損益計算書

中間損益計算書〔平成18年4月1日から  
平成18年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	4,910
資金運用収益	4,470
(うち貸出金利息)	( 3,915 )
(うち有価証券利息配当金)	( 542 )
役員取引等収益	373
その他業務収益	4
その他経常収益	61
経常費用	4,056
資金調達費用	153
(うち預金利息)	( 152 )
役員取引等費用	369
営業経費	3,126
その他経常費用	407
経常利益	853
特別利益	151
特別損失	35
税引前中間純利益	969
法人税、住民税及び事業税	340
法人税等還付金	△ 275
法人税等調整額	264
中間純利益	641

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 23円50銭

3. 「その他経常費用」には、償却売却損23百万円及び株式等償却373百万円を含んでおります。

4. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入151百万円を計上しております。